大 個 審 第 3 6 号 (答申第 2 7 5 号) 平成 2 7 年 8 月 2 1 日

大阪府教育委員会 様

大阪府個人情報保護審議会 会 長 角松 生史

「高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立高等学校)」における 特定個人情報保護評価書について(答申)

平成27年8月19日付け教委施財第2426号で諮問のありました標記の特定個人情報保護評価書について、次のとおり当審議会の意見を答申します。

1 審議結果

本評価書については、特定個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に定める審査の観点に基づき点検した結果、指針に定める 実施手続等に適合した評価が実施されていると認められる。

また、本評価書の内容については、指針に定める特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものと認められる。

(答申に関与した委員の氏名) 渡邊真治、正木宏長、春名麻季